

東日本高速道路株式会社

第 1 期定時株主総会

報告事項

| | |
|--------------|-------------|
| 営 業 報 告 書 | ・ ・ ・ P 1 |
| 貸 借 対 照 表 | ・ ・ ・ P 9 |
| 損 益 計 算 書 | ・ ・ ・ P 1 0 |
| 利 益 処 分 案 | ・ ・ ・ P 1 5 |
| 会計監査人監査報告書謄本 | ・ ・ ・ P 1 6 |
| 監査役会監査報告書謄本 | ・ ・ ・ P 1 7 |

(株主総会参考書類)

第 1 期 営 業 報 告 書

〔平成17年10月1日から〕
〔平成18年3月31日まで〕

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

総括

当社は、平成16年6月9日に公布された道路関係四公団民営化関係法に基づき、これまで国民生活の基盤となるハイウェイネットワークを整備してきた日本道路公団(以下「公団」という。)の分割・民営化により、道路事業におきまして、主に、北海道、東北地方、関東地方(東京都及び神奈川県は一部区域)及び新潟県並びに富山県及び長野県の一部区域を事業エリアとする株式会社として、平成17年10月1日に設立いたしました。また、同時に、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が設立されると共に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が設立されました。

公団の分割・民営化におきましては、新たに設立された高速道路会社の自主性を尊重する観点から、従来公団が国土交通大臣の命令を受けて高速道路の新設等を行っていた方式を改め、高速道路会社が、機構と締結する協定に基づいて、高速道路の新設等を行うこととされました。しかし、民営化後協定を締結するまでは一定の時間を要する一方、公団がそれまで供用あるいは建設していた高速道路の管理・建設行為は継続する必要があることから、協定締結までの民営化後6ヶ月以内の間は暫定的に、国土交通大臣が定めた「暫定協定」に基づいて、これらの高速道路の管理・建設を行うこととされました。このため、当期につきましては、公団が民営化までに管理・建設を行ってきた高速道路のうち、当社の事業地域内にあるものは、この「暫定協定」に基づき、当社が事業を行ってまいりました。

さて、当期における我が国経済は、好調な企業収益が、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善をもたらし、個人消費が緩やかに増加するなど国内民間需要に支えられた景気回復が続きました。

東日本の各地域を見ますと、関東地域が回復を続けるなか、新潟地域も一昨年の新潟県中越地震後の厳しい情勢から着実に回復しており、また出遅れていた北海道、東北地域も、持ち直しの動きが見られ始めております。

このような環境の中でスタートした当社の事業は、まず第一に、当期の道路管理におきましては、安全で円滑な道路交通を確保しつつ、引き続き平成14年度比3割削減となる管理コストの削減を図ると共に、ノンストップ自動料金支払いシステム(以下「ETC」という。)を活用した弾力的な料金設定や多様なサービスをお客様にご提供し、使いやすく安心な高速道路を追求してまいりました。

次に、道路建設におきましては、道路構造の見直しや技術開発などによる徹底したコスト削減を行いつつ、52.9kmの道路の新設事業と5.6kmの4車線化事業等を推進してまいりました。新直轄区間につきましては、技術とノウハウを活かして国の事業推進に協力し、東日本地域における信頼性の高い高速道路ネットワークの構築に貢献してまいりました。

さらに、サービスエリア・パーキングエリア事業におきましては、平成18年4月からの本格的な事業開始に向けて、サービスエリア・パーキングエリア

における営業施設の管理運営を行うための子会社「ネクセリア東日本株式会社」を当社全額出資で設立すると共に、財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターとの間で事業譲渡契約を締結いたしました。

加えて、法令や社会のルールを遵守し、高度な倫理観のもと、公正で透明な経営を行うことによって、国民の皆様からの信頼性の向上に努め、社会的責任を果たしつつ、お客様に信頼され、真に国民のためになる会社を目指すと共に、社会、経済、文化の向上に貢献すべく、努力を続けてまいりました。

この結果、当期の営業収益は4,369億53百万円、営業利益は151億87百万円、経常利益は154億78百万円、当期純利益は61億38百万円となりました。

なお、日本道路公団等民営化関係法施行法第30条の規定に基づき、平成18年2月10日に、今後当社が新設又は改築を行うべき高速道路につきまして、国土交通大臣から指定を受けました。また、民営化後6ヶ月以内に機構と締結することとされていた「新協定」は、平成18年3月31日に締結いたしました。

部門別の状況

・道路事業

まず、当期の道路管理延長は、平成18年3月31日現在、北海道縦貫自動車道などを含む計34道路3,349kmとなっています。これらの道路に対して、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。

特に、平成14年度から3カ年計画で取り組んできたコスト削減計画につきましては、道路の安全と円滑な交通を確保しつつ、人件費、人員配置体制や清掃頻度の見直し等、可能なものを速やかに実施し、約3割のコスト削減を達成いたしました。

加えて、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震により被災した関越自動車道、北陸自動車道の本格復旧作業を鋭意進め、復旧工事が完成した箇所から順次規制の解除を行い、平成17年12月26日に全ての区間で4車線通行が可能となりました。また、地震に強い道路を目指し、地震防災対策を強化するために、橋梁の耐震補強工事を進めてまいりました。

さらに、いつも、お客様に安全と快適を実感していただけるよう、常に良好かつ快適な路線の維持に努めると共に、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備や重大事故防止対策として強化型防護柵の整備を進めました。

平成17年12月上旬以降、大雪の影響により当社管内におきまして広範囲あるいは長時間に及ぶ通行止めが発生するなど、お客様に大変なご迷惑をおかけいたしました。当社、支社等に特別雪氷対策本部を設置し、気象状況・道路状況等の情報収集の強化、支社間等の雪氷応援体制の強化、関係機関との連携の強化を実施するなど、雪氷体制を強化して対応いたしました。

また、公団が導入していた各種割引制度を引き継ぎ、ETCのメリットを多くのお客様に享受していただくため、弾力的な料金施策の導入に努めてまいりました。特にETCの更なる利用促進を図るため、平成17年11月8日からマイレージ割引におきましては新規に車載器を購入したお客様を対象とした600ポイント・プレゼントキャンペーンを実施するとともに、ポイント2倍キャンペーンや12月の毎日と1～3月の土日祝日にポイント3倍キャンペーンなどを実施しました。

この結果、当期の営業収益のうち料金収入は3,349億16百万円となり、機構に対する「暫定協定」に基づく道路資産賃借料の当期支払分は、2,231億円となりました。

次に、当期の高速道路の新設は、北海道縦貫自動車道などを含む計16道路52.9kmの区間で、4車線化拡幅等の改築は、東北横断自動車道など計4道路5.6kmの区間で実施しました。当期における新規開通道路として、東京外環自動車道（三郷ジャンクション～三郷南インターチェンジ）の4kmが開通し、この結果、当期末で全体計画延長3,874kmの約86%にあたる3,349kmの高速道路ネットワークを形成させました。

特に、公団におきまして平成15年3月25日に策定した「新たなコスト削減計画」を踏まえ、「トンネル、橋梁、舗装に関する技術基準の見直し」や「トンネル設備等、諸施設の仕様・基準の見直し」及び「新技術の活用による新工法の見直し」等につきまして積極的に進めてまいりました。さらに、良好な沿道環境の保全と地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等、沿道の生活環境や自然環境との調和、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

この結果、当期の営業収益のうち道路資産完成高は、修繕工事のものと併せて196億99百万円となりました。

・サービスエリア・パーキングエリア事業等

サービスエリア・パーキングエリア事業は、道路事業と並ぶ本業であり、本事業を伸ばすことは、当社の経営上極めて重要な課題であるとの認識のもと、今後の事業展開にあたっての基本コンセプトを策定しました。営業施設の建設におきましては、京葉道路幕張パーキングエリア改良工事の設計に着手しました。また、平成18年4月からの本格的な事業開始に向けて、サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理運営を専門的・効率的に推し進めるための当社全額出資の子会社「ネクセリア東日本株式会社」を設立するとともに、財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから本事業を引き継ぐため、平成17年12月22日に事業譲渡契約を締結しました。

当期におけるサービスエリア・パーキングエリアの管理におきましては、当社の管理する265箇所のうち、営業施設が設置されている182箇所の敷地を、営業用建物を所有する財団法人道路サービス機構、財団法人ハイウェイ交流センターなどに賃貸しました。

加えて、日比谷自動車駐車場の駐車場事業、郡山トラックターミナルなど2ヶ所のトラックターミナル事業の運営を行うと共に、当社のWebサイトなどを活用した広告事業を新たに展開しました。

この結果、当期の営業収益のうち、広告事業も含めた道路休憩所事業営業収益は、22億32百万円、駐車場事業営業収益は2億16百万円、トラックターミナル事業営業収益は56百万円となりました。

また、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等につきましては、日本海沿岸東北自動車道など計6道路32.2kmの高速道路の新直轄方式による新設や経済性、効率性等から一体として実施することが適当と認められる事業の受託などを行い、その結果、当期の営業収益のうち直轄高速道路事業営業収益は47.6億43百万円、受託事業営業収益は31.9億15百万円となりました。

特に、新直轄方式により整備されることになった区間の受託に基づく事業につきましては、調査や用地取得、工事等の事業が遅延することなく、的確に進められるよう、国土交通省と協議の上、当社が公団から事業を承継し実施してまいりました。

(2) 対処すべき課題

当社では、平成17年10月1日の会社発足以来、常にお客様を意識し、大切にすること、終わりなき効率化を追求すること、公正かつ透明な業務運営を行うこと、の3点を業務の基本方針として掲げて、業務改善及び意識改革を進めてまいりました。

また、来期は民間会社として初めて本格的な事業年度をスタートさせる年であり、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結しました。

なお、平成18年2月10日に会社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことにより、北海道縦貫自動車道など3道路53kmの区間が新直轄方式へ切り替わっております。また、平成15年12月22日の「政府・与党申し合わせ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、高速道路ネットワークの構築に貢献すると共に、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力してまいります。

今後は、中期経営計画の策定に着手し、今後の経営目標を明確にしたうえで、民営化の趣旨を踏まえて、民間会社として経済合理性に基づいた経営判断をしてまいります。

このため、お客様に近い現場を重視した事業運営を進め、責任と権限を明確化させた業務運営を徹底させ、執行過程における創意工夫とその達成度の評価を行う、民間型の経営管理システムを構築してまいります。

さらに、公団時代に発生した橋梁談合等の不祥事案につきましては、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。

そして、これらの重要な経営課題を一つひとつ、着実に実行していくことによって、民間企業としての真の実力をつけ、お客様や国民の皆様からの信頼を回復して、明るく活力のある会社を作り上げてまいります。また、引き続き、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも当社事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

・当期の道路建設等事業投資の資金に充てるため、次のとおり社債（政府保証債）を発行し、総額599億20百万円（額面600億円）を調達いたしました。

○政府保証第1回東日本高速道路債券

平成17年11月25日発行 399億40百万円（額面400億円）

○政府保証第2回東日本高速道路債券

平成17年12月21日発行 199億80百万円（額面200億円）

・当期の道路建設等事業投資の資金に充てるため、上記に加え、8金融機関からの長期借入金により、総額300億円を調達いたしました。

・新潟県中越地震災害復旧の資金に充てるため、機構から、無利子借入金123億79百万円を調達いたしました。

・なお、平成18年3月23日開催の取締役会において、平成18年度に1,336億円を限度として社債（政府保証債）を発行することを決議いたしました。

また、平成18年4月27日開催の取締役会において、平成18年度における金融機関からの短期借入金に係る限度額を500億円に設定することを決議いたしました。

(4) 設備投資の状況

- ・ 当期中に完成した主要設備
東京外環自動車道 新規開通に伴う三郷南料金所設備の新設
東北縦貫自動車道 浦和本線料金所他の ETC 設備の新設 (102 箇所)
- ・ 当期継続中の主要設備の新設・拡充
北関東自動車道 薮塚料金所他の料金所設備の新設 (6 箇所)
北海道縦貫自動車道 八雲インターチェンジ他の ETC 設備の新設 (8 箇所)
京葉道路 幕張パーキングエリアの改良

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

| 区分 | 単位 | 平成 17 年度 第 1 期 (当期) |
|-----------------|-----|------------------------|
| 営業収益 (売上高) | 百万円 | 436,953 |
| 経常利益 | 百万円 | 15,478 |
| 当期純利益 | 百万円 | 6,138 |
| 1 株当たり 当期純利益 | 円 | 58.46 |
| 総資産 | 百万円 | 657,083 |
| 純資産 | 百万円 | 111,218 |
| 自己資本比率 | % | 16.92 |
| 1 株当たり 純資産 | 円 | 1,059.22 |

第 1 期は 10 月から翌年 3 月までの 6 ヶ月決算になっております。

2. 会社の概況

(1) 主要な事業内容

- ・ 道路事業
道路管理事業
道路建設事業
- ・ サービスエリア・パーキングエリア事業等
サービスエリア・パーキングエリア事業
駐車場事業
トラックターミナル事業
広告事業
道路受託事業

(2) 主要な営業所

- ・ 本社 (東京都千代田区)
- ・ 支社等 北海道支社 (札幌市)【5 管理事務所、5 工事事務所、1 技術事務所】
東北支社 (仙台市)【14 管理事務所、8 工事事務所、1 技術事務所】
関東支社 (東京都台東区)【14 管理事務所、8 工事事務所、1 技術事務所】
新潟管理局 (新潟市)【4 管理事務所、2 工事事務所】

(3) 株式の状況

| 内容 | 数値 |
|--------------|---------|
| 会社が発行する株式の総数 | 420 百万株 |
| 発行済株式の総数 | 105 百万株 |
| 株主数 | 2 名 |
| 1 単元の株式数 | 100 株 |

(4) 大株主の状況

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|--------|---------------|--------|--------------|-------|
| | 持ち株数 | 議決権比率 | 持ち株数 | 議決権比率 |
| 国土交通大臣 | 104,952,251 株 | 99.95% | - | - |
| 財務大臣 | 47,749 株 | 0.05% | - | - |

(5) 従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|
| 2,765 名 | 39.8 歳 | 17.5 年 |

(注) 他社等からの出向者及び他社等への出向者を含みます。

(6) 企業結合の状況

重要な子会社の状況

| 名称 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------|--------|-------|-----------------------------|
| ネクセリア東日本株式会社 | 90 百万円 | 100% | サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理・運営 |

企業結合の経過

当社は、平成 17 年 12 月 8 日付けで当社が管理する高速道路のサービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理運営を行うことを目的に、ネクセリア東日本株式会社を設立しました。

企業結合の成果

上記の重要な子会社、ネクセリア東日本株式会社の営業収益は 0 円であり、当期純損失は 53 百万円となりました。

その他の重要な企業結合の状況

| 名称 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------|-------------|--------|--|
| 東京湾横断道路株式会社 | 900 億円 | 33.33% | 東京湾アクアラインの道路・施設維持修繕、土木・施設・保全点検、交通管理、料金収受、調査・設計、海ほたるパーキングエリアの管理・運営 |
| 東北高速道路ターミナル株式会社 | 10 億 82 百万円 | 26.60% | 仙台南・郡山トラックターミナル事業及びこれに付帯する事業 当社は、東北高速道路ターミナル株式会社に対して、宮城県名取市及び福島県郡山市においてトラックターミナル事業用地を賃貸しています。 |

(7) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高 | 借入先が有する当社の株式 | |
|---------------|--------------|--------------|-------|
| | | 所有株式数 | 議決権比率 |
| 財務省 | 981 億円 | 47,749 株 | 0.05% |
| みずほコーポレート銀行 | 213 億 38 百万円 | - | - |
| 三井住友銀行 | 147 億 21 百万円 | - | - |
| 三菱東京UFJ銀行 | 138 億 64 百万円 | - | - |
| 農林中央金庫 | 128 億 38 百万円 | - | - |
| 信金中央金庫 | 115 億 53 百万円 | - | - |
| 新生銀行 | 70 億 06 百万円 | - | - |
| あおぞら銀行 | 52 億 24 百万円 | - | - |
| 住友信託銀行 | 47 億 86 百万円 | - | - |
| 三菱UFJ信託銀行 | 32 億 13 百万円 | - | - |
| 中央三井信託銀行 | 22 億 94 百万円 | - | - |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 12 億 30 百万円 | - | - |
| りそな銀行 | 10 億 75 百万円 | - | - |
| みずほ信託銀行 | 8 億 11 百万円 | - | - |

株式会社東京三菱銀行と株式会社 UFJ 銀行は平成 18 年 1 月 1 日をもって合併し三菱東京 UFJ 銀行となり、合併以前の当該両行からの借入残高は、それぞれ、新銀行に引き継がれました。

(8) 取締役及び監査役の状況

| 地位 | 氏名 | 担当又は主な職業 |
|---------|--------|----------------------------|
| 代表取締役会長 | 八木 重二郎 | コンプライアンス委員会担当 |
| 代表取締役社長 | 井上 啓一 | 経営企画部及び人事部担当 |
| 専務取締役 | 村上 喜堂 | 業務検査室、総務部、情報システム部及び広報室担当 |
| 常務取締役 | 日比 祥造 | 経理部、事業開発部及び維持管理業務執行検討委員会担当 |
| 常務取締役 | 青野 捷人 | 管理事業部及び建設事業部担当 |
| 監査役(常勤) | 武藤 秀一 | |
| 監査役(常勤) | 井上 泉 | |
| 監査役 | 清水 湛 | 桐蔭横浜大学法科大学院教授 |

平成 17 年 9 月 21 日、八木重二郎氏、井上啓一氏、村上喜堂氏、日比祥造氏、青野捷人氏は、取締役に新たに選任され就任いたしました。

平成 17 年 9 月 21 日、武藤秀一氏、井上泉氏、清水湛氏は、監査役に新たに選任され就任いたしました。

監査役は、全員、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に規定する社外監査役であります。

(9) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

| | | 取締役 | 監査役 | 計 | 摘要 |
|------------------|------|-----------|-----------|-----------|--|
| 定款又は株主総会決議に基づく報酬 | 支給人員 | 5名 | 3名 | 8名 | ・取締役の報酬額 年額 200 百万円以内 ・監査役の報酬額 年額 70 百万円以内 (平成 17 年 9 月 21 日 開催の創立総会決議) |
| | 支給額 | 百万円 50 | 百万円 18 | 百万円 68 | |
| 利益処分による役員賞与 | 支給人員 | -名 | -名 | -名 | |
| | 支給額 | 百万円 - | 百万円 - | 百万円 - | |
| 株主総会決議に基づく退職慰労金 | 支給人員 | -名 | -名 | -名 | |
| | 支給額 | 百万円 - | 百万円 - | 百万円 - | |
| 計 | 支給人員 | 5名 | 3名 | 8名 | |
| | 支給額 | 百万円 50 | 百万円 18 | 百万円 68 | |

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当ありません。

貸借対照表

平成18年3月31日

東日本高速道路株式会社
(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|--------------------|---------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流動資産 | 434,200 | 流動負債 | 231,422 |
| 現金預金 | 66,401 | 高速道路事業営業未払金 | 87,520 |
| 高速道路事業営業未収入金 | 44,375 | 短期借入金 | 19,652 |
| 未収入金 | 30,463 | 1年以内返済予定長期借入金 | 7,383 |
| 有価証券 | 74,994 | 未払金 | 33,332 |
| 仕掛道路資産 | 191,869 | 未払費用 | 1,116 |
| 原材料 | 607 | 未払法人税等 | 10,399 |
| 貯蔵品 | 1,605 | 預り連絡料金 | 3,268 |
| 受託業務前払金 | 16,866 | 預り金 | 336 |
| 前払金 | 771 | 受託業務前受金 | 33,233 |
| 前払費用 | 119 | 前受金 | 32,604 |
| 繰延税金資産 | 520 | 前受収益 | 3 |
| その他の流動資産 | 5,681 | 賞与引当金 | 1,628 |
| 貸倒引当金 | 75 | ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 | 775 |
| 固定資産 | 222,681 | 回数券払戻引当金 | 121 |
| A 高速道路事業固定資産 | 95,873 | その他の流動負債 | 44 |
| 有形固定資産 | 94,557 | 固定負債 | 314,442 |
| 建物 | 1,113 | 道路建設関係社債 | 60,000 |
| 構築物 | 25,351 | 道路建設関係長期借入金 | 135,700 |
| 機械装置 | 54,146 | その他の長期借入金 | 55,079 |
| 車両運搬具 | 6,870 | 受入保証金 | 2,300 |
| 工具器具備品 | 6,258 | 退職給付引当金 | 54,026 |
| 土地 | 0 | ETCマイレージサービス引当金 | 7,335 |
| 建設仮勘定 | 816 | | |
| 無形固定資産 | 1,316 | | |
| B 関連事業固定資産 | 81,659 | 負 債 合 計 | 545,864 |
| 有形固定資産 | 81,658 | 資 本 の 部 | |
| 建物 | 2,186 | 資本金 | 52,500 |
| 構築物 | 3,439 | 資本剰余金 | 52,500 |
| 機械装置 | 664 | 資本準備金 | 52,500 |
| 車両運搬具 | 8 | 利益剰余金 | 6,218 |
| 工具器具備品 | 6 | 当期末処分利益 | 6,218 |
| 土地 | 74,922 | | |
| 建設仮勘定 | 431 | | |
| 無形固定資産 | 0 | | |
| C 各事業共用固定資産 | 27,817 | 資 本 合 計 | 111,218 |
| 有形固定資産 | 25,339 | | |
| 建物 | 8,219 | | |
| 構築物 | 718 | | |
| 機械装置 | 457 | | |
| 車両運搬具 | 165 | | |
| 工具器具備品 | 699 | | |
| 土地 | 14,603 | | |
| 建設仮勘定 | 474 | | |
| 無形固定資産 | 2,477 | | |
| D その他の固定資産 | 465 | | |
| 有形固定資産 | 465 | | |
| 土地 | 465 | | |
| E 投資その他の資産 | 16,865 | | |
| 子会社株式 | 90 | | |
| 投資有価証券 | 9,823 | | |
| 長期貸付金 | 97 | | |
| 長期前払費用 | 5,164 | | |
| その他の投資等 | 2,501 | | |
| 貸倒引当金 | 811 | | |
| 繰延資産 | 201 | | |
| 道路建設関係社債発行費 | 129 | | |
| 道路建設関係社債発行差金 | 72 | | |
| 資 産 合 計 | 657,083 | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 657,083 |

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(平成17年10月1日～平成18年3月31日)

東日本高速道路株式会社
(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|----------------|---------|---------|
| 経 常 損 益 の 部 | | |
| 営業損益の部 | | |
| ・ 高速道路事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 料金収入 | 334,916 | |
| 道路資産完成高 | 19,699 | |
| その他の売上高 | 274 | 354,889 |
| 2. 営業費用 | | |
| 道路資産賃借料 | 223,100 | |
| 道路資産完成原価 | 19,699 | |
| 管理費用 | 98,358 | 341,157 |
| 高速道路事業営業利益 | | 13,732 |
| ・ 関連事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 直轄高速道路事業営業収益 | 47,643 | |
| 受託事業営業収益 | 31,915 | |
| 道路休憩所事業営業収益 | 2,232 | |
| 駐車場事業営業収益 | 216 | |
| トラクターミナル事業営業収益 | 56 | 82,063 |
| 2. 営業費用 | | |
| 直轄高速道路事業営業費 | 47,799 | |
| 受託事業営業費 | 31,673 | |
| 道路休憩所事業営業費 | 895 | |
| 駐車場事業営業費 | 239 | |
| トラクターミナル事業営業費 | 0 | 80,608 |
| 関連事業営業利益 | | 1,455 |
| 全事業営業利益 | | 15,187 |
| 営業外損益の部 | | |
| 1. 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 5 | |
| 有価証券利息 | 0 | |
| 土地物件貸付料 | 269 | |
| 雑収入 | 1,438 | 1,713 |
| 2. 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 568 | |
| 雑損失 | 854 | 1,423 |
| 経常利益 | | 15,478 |
| 税引前当期純利益 | | 15,478 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 9,780 | |
| 法人税等調整額 | 440 | 9,340 |
| 当期純利益 | | 6,138 |
| 民営化に伴う税効果調整額 | | 80 |
| 当期末処分利益 | | 6,218 |

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっている。
 - 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっている。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 仕掛道路資産 個別法による原価法によっている。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。
 - 原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原価法によっている。
3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定額法を採用している。
 - 主な耐用年数は以下のとおりである。

| | |
|------|--------|
| 構築物 | 10～60年 |
| 機械装置 | 5～17年 |
 - なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法を採用している。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。
4. 繰延資産の処理方法
 - (1) 道路建設関係社債発行費
 - 社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却している。
 - (2) 道路建設関係社債発行差金
 - 社債の償還期限までの期間で均等償却している。

5. 引当金等の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金である。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当期末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

6. 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、直轄高速国道資産完成高及び受託事業収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用している。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

8. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

貸借対照表注記

1. 支配株主に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 20,384 百万円

2. 仕掛道路資産の取得原価に含まれる借入資金の利息
算入額 1,339 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額
高速道路事業固定資産 5,406 百万円
関連事業固定資産 308 百万円
各事業共用固定資産 536 百万円

合計 6,251 百万円

4. 道路資産賃貸料に係る未経過リース料期末残高相当額
一年内 521,260 百万円
一年超 26,573,197 百万円

合計 27,094,458 百万円

5. 一般担保
高速道路株式会社法第 8 条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しておりま
す。

6. 保証債務
(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、独立行政法人日本高
速道路保有・債務返済機構（以下「機構」）中日本高速道路株式会社（以下「中日
本高速」）及び西日本高速道路株式会社（以下「西日本高速」）が日本道路公団から
承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保
有している債券を除く）に係る債務については、機構、中日本高速及び西日本高速
と連帯して債務を負っております。
連帯債務額 11,881,064 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道
路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機
構に引き渡した額のうち、以下の金額については、機構、中日本高速及び西日本高
速と連帯して債務を負っております。
連帯債務額 20,550 百万円
なお、上記引き渡しにより、長期借入金が 20,550 百万円減少しております。

損益計算書注記

| | | |
|-------------------|-------|------------|
| 1. 工事進行基準による完成工事高 | | 71,882 百万円 |
| 2. 支配株主との取引高 | | |
| 営業取引 | 営業収益 | 73,833 百万円 |
| | 営業費用 | 955 百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 資産譲渡高 | 25 百万円 |
| 3. 1株当たりの当期純利益 | | 58 円 46 銭 |

利益処分案

(単位 円)

| 摘 要 | 金 額 |
|-----------------------|---------------|
| 当期末処分利益の処分 当期末処分利益 | 6,218,679,317 |
| これを次のとおり処分いたします。 | |
| 別途積立金 | 5,585,533,264 |
| 次期繰越利益 | 633,146,053 |

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月29日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 寺尾 仁之 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加藤 暢一 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 打越 隆 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社及び子会社の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針及び実施計画、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じ子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき、検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年6月2日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 武藤 秀一 ㊟

常勤監査役 井上 泉 ㊟

監査役 清水 湛 ㊟

(注) 監査役3名とも、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。